



# お知らせ・募集



## 八潮市女性相談室

市では、さまざまな悩みを持つ女性を対象とした相談を実施しています。

夫婦のこと、家族のこと生き方など…。ひとりで悩まないで相談してみませんか？女性相談員があなたの悩みに寄り添います。秘密は守ります。

第1水曜日の午前中は集団で行うピアカウンセリングを実施しています。参加者同士が対等な立場で話し合い、仲間同士で支え合う場です。

まずは個別の「女性相談」を受けた際、相談員に希望をお伝えください。

**場所**：八潮駅前出張所内相談室  
**相談日**：毎週火・水・木曜日 1日4枠、予約制  
 ①午前10時15分～11時15分  
 ②午前11時30分～午後0時30分  
 ③午後1時30分～2時30分  
 ④午後2時45分～3時45分  
**予約**：子ども家庭支援課 048-933-9437

## 八潮市DV相談支援室

DV（ドメスティック・バイオレンス＝夫婦や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力）に関する相談をお受けしています。

DVは、殴る蹴るなどの身体的暴力の他、暴言や脅迫などの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力など多岐にわたります。

これってDV？と感じたら、少しでも早く相談しましょう。

**開設場所**：子ども家庭部 子ども家庭支援課  
**相談日**：月・金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時  
**相談専用電話**：048-996-3955  
 ※面接相談をご希望の方は、予約が必要です。

## 八潮市家庭児童相談室

18歳未満のお子さんに関する悩みごと、親と子の関わりなどの相談ができます。育児について相談できる人が身近にいないなどのお悩みにも家庭児童相談員がお話を伺い、より良い解決について一緒に考えます。



**場所**：子ども家庭部 子ども家庭支援課  
**相談日**：毎週月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時  
**問い合わせ**：048-951-5457  
 ※電話・面談どちらでも相談可能。予約の必要はありませんが、他の方の相談中はお待たせすることがあります。

## 男女共同参画苦情処理制度

市では、男女共同参画に関する市の施策や男女共同参画を妨げる事案に対する市民や事業者からの苦情の申し出を、公平・中立な立場で処理する機関を設置しています。

苦情処理委員は弁護士と大学教授の2名で構成され、申し出の内容について調査を行い、その結果、必要があると認めるときは関係者に対し、助言、勧告、是正の要望などを行います。申し出に関して、詳しくは、市ホームページをご覧ください。



## 「男女共同参画推進活動事業」実施団体募集

市では、「男女共同参画を推進する」イベントや講演会、研修会などを行っていただく**市内で活動する団体**に、事業に係る経費（上限5万円）をお支払いします。事業の委託には審査が必要です。

詳しくは、市ホームページからご確認ください。

## 「女性人材リスト」にご登録いただける女性を募集

市では審議会などの委員となってくださる方の人材バンクを作成しています。子育てや仕事がひと段落ついた方、市の施策に興味をお持ちの方など、人材リストへの登録者を募集しています。

令和5年4月1日時点で、八潮市の審議会などにおける女性委員の割合は34%となっており、市の政策・方針決定過程の場への女性の参画はまだまだと言えるでしょう。誰もが暮らしやすい地域を創るためには、多様な意見が必要です。

多くの方からの登録をお待ちしています。（登録された方、すべてが審議会委員に選考されるものではありません。）登録に関して、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## 「地域で豊かに！グループ名簿」登録団体を募集

市では男女が共に地域で活動する場としてサークル活動を応援するため、年1回、会員募集のチラシを作成して、市ホームページや市内公共施設へ配布しています。

現在、掲載いただける団体を募集しています。ご希望の団体は市ホームページから登録用紙をダウンロードし、人権・男女共同参画課まで申請してください。（今年度掲載ご希望の団体は7月末日までにご登録ください。8月以降分は次年度掲載となります。）



## 相談室だより

令和6年4月1日より、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、困難女性支援法）が施行されました。困難女性支援法は、女性の福祉の増進を図るための法律です。

女性の抱える問題は、年々多様化・複雑化しています。DVや貧困、性暴力、非正規雇用など、性別に関わらず起き得る問題ではありませんが、これらの問題を抱えているのは圧倒的に女性が多い現状にあります。また、予期せぬ妊娠など女性特有の問題もあります。

これまで、これらの問題は「個人」の問題とされがちでした。「あなたがもっと〇〇していれば」などと個人を責める言葉を投げかけられた女性はいくつかもありません。しかし、これらの問題は「個人」の問題ではなく、根底には「社会」の問題が隠れています。社会の問題だからこそ、困難女性支援法の制定に至りました。

さて、八潮市女性相談では、夫婦関係や家族のこと、ご自身の性格や生き方などについてなど、さまざまな悩みを相談することができます。今あなたが抱えている悩みは、もしかしたら多くの女性が同じように抱えている悩みかもしれません。

「仕方ない」と諦めてきたことも、一度話してみませんか？

“話すことは手放すこと”です。今までたくさん背負ってきた心の荷物を手放すのも良いのかもしれない。悩んだら、迷ったら、ぜひご相談にいらしてください。お待ちしております。（女性相談員）

**問い合わせ**：子ども家庭支援課 048-933-9437

